

《12月定例会》

11月28日から12月18日までの21日間にわたって定例議会が開かれ、市長から提出された議案20件、議員から提出された議案1件、市民からの請願1件を審議し、いずれも原案のとおり可決・承認・採択されました。

各条例の制定・改正を行いました

64・65号 会計年度任用職員制度の導入に伴う条例の制定・改正

国の法律改正によって新たな地方公務員の身分として「会計年度任用職員」が創設されたことに伴い、「白岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」を制定したほか、関係条例の改正を行いました。

条例の施行により、2年4月からは、従来の臨時的任用職員や一定の特別職非常勤職員（消費生活相談員・家庭児童相談員・さわやか相談員）が「会計年度任用職員」に移行します。

問 2年4月1日付での会計年度任用職員の人数は。

答 60種類の職につき228名のパートタイム会計年度任用職員を任用予定である。

問 だとすると、フルタイムの臨時的任用職員50名がパートタイム扱いとなり待遇が悪化しないか。

答 フルタイムの臨時職員は、会計年度任用職員ではなく任期付職員（給与体系は常勤職員と同様）に移行する。

問 今回の制度改正により特別職非常勤職員ではなくなる職は。

答 行政区長・区長代理者・交通指導員等である。

問 職務の特殊性等を考慮して給与を定める会計年度任用職員とは。

答 消費生活相談員と子育て世代包括支援センター専門職を想定している。

問 その場合には規則により給与を定めるのか。

答 規則ではなく決裁によるが、募集の際に公に周知する。



69号 家庭的保育事業等の基準の改正

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する国の基準の表現に合わせ、所用の文言整理を行うとともに、連携施設の確保が著しく困難であって、市長が認める場合において、連携施設を確保しないことができる期間を5年から10年に延長できることとするものである。

問 連携施設の経過措置を10年間に延長することと、無償化制度で認可外保育施設の経過措置が5年間であることとの整合性は。

答 連携先としては、保育所、幼稚園、認定こども園といった認可施設である。無償化制度の認可外施設の規定とは関係がないため、整合性の問題も起きない。

70号 特定教育・保育施設等の事業運営基準の改正

特定教育・保育施設が受領する食事の提供に要する費用の取扱いが見直されたことに伴い、特定教育・保育施設が保護者から支払いを受けることができる費用に、3歳から5歳までの子どもの副食(おかず)の提供に要する費用を加える。

また特定教育・保育施設が保護者から支払いを受けることができる費用から、年収360万円未満相当世帯の子ども及び年収360万円以上相当世帯の第3子以降の子どもに係る副食費の提供に要する費用を除外する。

問 無償化以前に保育料が減免されていた保護者について、副食費の支払い開始に伴い、負担が増える事案は発生していないか。

答 副食費の支払い開始に伴い、保護者負担が増加する事案、いわゆる「保育料負担と副食費負担との逆転現象」は発生していない。